



食科協ニュースレター 第78号 1月号

目 次

【巻頭言】	頁
コーポレートガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底	1
<hr/>	
【食科協の活動状況】	
1. 12月の主な活動	2
2. 今後の予定	2
<hr/>	
【行政情報】	
1. 第2回「健康食品の表示に関する検討会」の概要	3
2. 平成20年国民健康・栄養調査結果の概要	5
3. JAS法に基づく不適正表示に対する措置	6
4. 平成22年度政府予算案が決まる	8
5. カナダにおける食肉処理施設の現地査察結果について	11
6. 平成20年度畜水産物中のダイオキシン類の実態調査の結果	13
<hr/>	
【消費者情報】	
1. 消費者問題に関する2009年の10ニュース	14
2. 消費者へのアドバイス、事業者へ求めること	15
<hr/>	
【企業情報】	
わが社における食品の信頼性確保・向上のための取組み等(11)	17
((たねやグループ株式会社ホームページより引用))	
<hr/>	
【学術・海外行政情報】	
1. フタル酸エステル類のリスクと規制及び公衆衛生：レビュー	22
<hr/>	

平成22年1月22日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2F TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【巻頭言】

コーポレートガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底

社団法人日本べんとう振興協会

専務理事 ^{ひうら}樋浦 ^{けんじ}憲次

2000年になった時に、いよいよ21世紀が始まるのだな、と或る種の緊張感を覚えたことを思い出します。それから、あっという間に10年が経ち、世の中は進歩ではなく退歩しているかのように思われます。日本的経営の行き詰まりや、食品をめぐる不祥事の続発、あるいはデフレスパイラルの進行など問題は山積しています。さて、本協会の伊藤蓮太郎氏は旧知の仲ですが、コーポレートガバナンスとコンプライアンスについて寄稿するようにとの依頼を受けました。伊藤さんのご依頼となれば、お断りするわけにはいきません。

ところで、コーポレートガバナンスやコンプライアンスと聞いて、読者の方々はどのようなイメージをお持ちになるでしょうか。企業不祥事を防ぐ、危機管理の一環としてビジネス社会のルールを守る、粉飾決算・個人情報漏洩・リコール隠しなどを行わない、等を思い浮かべた方々も少なくないかもしれません。

一般的には、コーポレートガバナンスは、「企業統治」、コンプライアンスは「法令遵守」と訳されています。明治以降、「自動車」など欧米の言葉を日本語に換えた言葉もあります。一方「マナー」、「 Pasta」、など外国語をそのまま使っているケースもあります。コーポレートガバナンスとコンプライアンスはおそらく、このままカタカナで使われてゆくのでしょうか。なぜなら、例えばコンプライアンスには法令遵守だけでなく、社会道徳を守り公平・公正に業務を運営するという幅広い意味を含んでいるので、法令遵守だけではこの本来の意味をカバー仕切れないからです。

最近、この2つの言葉を見かけない日がないというほど新聞雑誌テレビなどで頻繁に使われていますが、印象としては、大企業に必要・必須で中小企業にはそれほど関係ないという風潮があるように見受けられます。

確かに、これらの2つの課題をクリアするには、人、物、カネが必要になり、これらの資源を十分には用意出来ない企業にとっては、大きな負担が目に見えています。日本航空というかつての優良会社が経営破綻する時代です。中小食品事業者も生き残りをかけて、企業の存続を図って行かねばなりません。企業は人なりとの有名な言葉があります。組織の発展を図るには「人財」の育成が必須であり、組織のトップ自らが問題意識を持って、末端まで闊達な組織風土を創り上げてあげて行く必要があります。ここ

で詳細を述べるゆとりが無いのですが、幸い貴協議会の主催で3月上旬に、「コーポレートガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底」についての勉強会が開催される予定です。その時にさらに詳しくお話ししたいと考えております。

【食科協の事業活動状況】

1. 12月の主な活動

- 1日 常任理事会を開催、議題は、平成21年度公開講演会(11/11)の概要、トクホと健康食品を知る講演会(01/25)の開催、ワークショップ開催(01/29)の準備、平成22年度総会・会員研修会の開催予定、品質保証事業について、収支状況の報告(11月末)等。
- 2日 (社)日本べんとう振興協会専務理事 樋浦憲次氏を訪問。食科協NLの巻頭言と中小食品企業の信頼性向上に関する講演を依頼。
- 3日 平成22年通常総会会場(都中小企業振興公社会議室6/1日)を申し込む。
- 11日 食安委セミナー「食品分野におけるナノテクノロジーの今」に参加。
- 17日 1月25日開催のトクホ関連公開シンポジウムの応募を締め切る。
- 22日 食科協NL第77号(12月号)を発行。

2. 今後の予定

平成21年1月25日(月)13時、公開シンポジウム「特定保健用食品(トクホ)と健康食品を通して食と健康のあり方を考える～行政・業界・消費者がともに課題を解決するために～」を南青山会館において開催します。講演内容等は次のとおりです。参加申込は12月17日に締め切りました。(伊藤蓮太郎)

司会

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
食生活特別委員会委員長 戸部依子

挨拶(特定保健用食品の表示制度について)

NPO法人食科協 理事長 林 裕造

講演

- 1) (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の意見書の説明および問題提起(仮)

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
食生活特別委員会副委員長 蒲生恵美

- 2) トクホと健康食品におけるメディア報道(仮)

科学ライター 松永和紀

- 3) 健康食品とその適切な利用のあり方(仮)

国立健康・栄養研究所情報センター長 梅垣敬三

パネルディスカッション

司会 食品総合研究所 関澤 純

【行政情報】

1. 第2回「健康食品の表示に関する検討会」の概要

消費者庁の標記第2回検討会が12月22日、消費者庁中会議室において開催され、関係5団体からのヒアリング、意見交換等が行われました。そのヒアリングにおいては各団体が用意した資料に基づき概略次のような説明が行われました。詳細は下記のURLをご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin105.pdf>

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin133.pdf>

<http://www.caa.go.jp/foods/index1.html>

日本医師会：医療提供者の立場から見た、健康食品の問題点について、

『・副作用、アレルギー等

健康の保持等に効果のある成分（未知の成分含む）を濃縮して含有
医薬品成分の含有（医薬品にしか使用が認められていない場合、国内未承認の成分の場合を含む）

・医薬品との相互作用

患者が健康食品を摂取していることを伏せている場合は、相互作用の把握、原因究明に、遅れが出る

・医師における、健康食品の成分や有害性等に関する情報不足

・国民・患者の多種摂取、過剰摂取

多くの種類の食品を、一度に摂取
用量を大幅に超えた摂取

・過大な宣伝方法

「がんが治る」などの宣伝を信じた場合は、適切な時期に、医師の診療を受けるチャンスを逸失するおそれ。』と説明したほか、日本医師会の「食品安全に関する情報システム」モデル事業、その他を説明した。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin106.pdf>

日本薬剤師会：「国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割」について、

『・特定保健用食品及び栄養機能食品については、表示など定められた基準の下で、一定の役割を果たしていると考えるが、見直しが必要であること。

・しかし、トクホ以外の「健康食品」については、その役割は不明であり、むしろ

る健康被害の発生や広告された効果が全く現れていないなどの問題が懸念される。

- ・食品は水分・栄養の補給などを通じて生命・健康の維持を目的に飲食されるものである。従って、医薬品のように疾病の治療や積極的な予防を目的として流通されるべきものではない。』と説明したほか、「健康食品」の利用・製造・流通の実態、行政・関係業界・消費者の果たすべき役割・制度、その他について説明した。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin107.pdf>

日本栄養士会：健康食品の利用状況から見た問題点、健康食品の課題と対応点、日本栄養士会の取組等について説明した。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin108.pdf>

全国消費者団体連絡会：エコナ問題に関する意見・要望、サプリメントに対する消費者の意識調査結果、まとめとして（消費者の“健康維持・増進”に対する願いは強い。消費者は「健康食品」に対して不信感を持っているが、これを払拭するものとして設けられた特定保健用食品制度について充分理解していない。）等を説明した。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin109.pdf>

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin110.pdf>

全国消費生活専門相談員協会：いろいろな相談事例や広告事例を踏まえて次の意見を説明した。

健康食品は、通常の食品と医薬品の間位置するものとして、品質、安全性、表示などについて食品よりも厳しく、むしろ医薬品に近い規制をするべきと考えます。

「病気を治すものではありません」「身体に合わない場合は直ぐに使用を中止してください」「病気の時、薬を服用しているときは、必ず医師や薬剤師に相談してください」「摂取目安量以上に、飲まないで下さい」の注意喚起を、「特定保健用食品」類、「栄養機能食品」「いわゆる健康食品」の全てに、目立つように表示してください。

バランスの良い食事をきちんと取ることが健康につながることを認識して欲しいと思いますので、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食のバランスを。」に替えて、「健康の維持増進には、バランスの良い食事が大切です」に変更。

医薬品との併用障害のある健康食品には、併用禁止の医薬品類を表示してほしい。

健康食品の危害情報、医薬品との併用障害の情報などを、保健所、医師、薬剤師、薬局、消費生活センタなどの相談窓口などが情報共有できるよう、システ

ムの構築が必要です。

子供用サプリメントは、健康への悪影響はないか。慎重に検討して欲しい。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin111.pdf>

2 . 平成 20 年国民健康・栄養調査結果の概要

厚労省は 11 月 9 日、平成 20 年度国民健康・栄養調査結果の概要を公表しました。国民健康・栄養調査は、健康増進法第 10 に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に、厚労省が(独)国立健康・栄養研究所及び都道府県等とともに毎年 11 月に実施しています。詳細は下記の URL をご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/11/h1109-1.html>

調査結果のポイント

(1) 体型について

- 平成 12 年以降、男性では、肥満者の割合の増加傾向が鈍化、女性では、肥満者の割合が減少。一方、若い女性のやせの者の割合は横ばい -
- ・ 肥満者の割合は、平成 12 年以降の年次推移をみると、男性の 20 ~ 60 歳代では肥満者の割合の増加傾向がそれ以前の 5 年間に比べ鈍化している。また、女性の 40 ~ 60 歳代では、肥満者の割合が減少している。一方、やせの者の割合は、20 歳代の女性では、横ばいの状況にある。
- ・ 性・年齢階級別にみると、20 ~ 30 歳代女性では、実測による BMI も理想とする BMI も他の年齢階級より低い。
- ・ 肥満者の男性では 29.8% が体重を減らそうとしていない。一方で、やせの女性では 12.6% が体重を減らそうとしている。

(2) 身体活動・運動について

- 運動習慣のある者の割合は、3 割にとどまっているものの、平成 15 年に比べ、運動習慣のある者や意識的に身体を動かすなど運動を行う者の割合は増加 -
- ・ 運動習慣のある者の割合は、男性 33.3%、女性 27.5% であり、平成 15 年に比べ男女とも増加している。
- ・ 意識的に身体を動かすなど運動を行う者の割合は、男女とも増加している。
- ・ 日常生活の中で積極的に外出する者の割合は、男性の 40 歳代及び 70 歳以上、女性の 70 歳以上では増加している一方、外出することがほとんどない者の割合は、70 歳以上では男性 10.8%、女性 13.5% と他の年齢階級に比べ多い。

(3) たばこについて

- 平成 15 年と比べ男女とも喫煙率が減少。やめたいと思う者が男性で増加 -
- ・ 現在習慣的に喫煙している者の割合は、男性 36.8%、女性 9.1% であり、

男女とも減少している。

- ・現在習慣的に喫煙している者のうち、やめたいと思う者の割合は、男性で増加している。
- ・現在習慣的に喫煙している者で1日21本以上吸う者は、平成15年に比べ男性では減少している。

調査結果の概要から(「第2部第1章 食習慣に関する状況」を掲載)

1 朝食欠食の状況

朝食を欠食する者の割合は、男女とも、20歳代が最も多く、男性で30.0%、女性で26.2%である。また、年次推移をみると、20歳男性を除く成人男女で欠食率は増加している。

2 野菜摂取量

野菜摂取量は、成人で平均295.3gである。また、年次推移をみると、横ばいの状況にある。

3 食塩摂取量

食塩摂取量は、成人で平均10.9gであり、男性11.9g、女性10.1gである。また、年次推移をみると、男女とも減少している。

4 脂肪エネルギー比率

脂肪エネルギー比率が30%以上の者の割合は、成人の男性で17.4%、女性で25.0%である。

5 栄養素等摂取量(1日あたり平均摂取量を性・年齢別一覧表で掲載、省略)

6 食品群別摂取量(1日あたり平均摂取量を性・年齢別一覧表で掲載、省略)

3. JAS法に基づく不適正表示に対する措置

(1) 生鮮農産物

東海農政局は、平成21年10月23日及び27日にアニュー中日本株式会社(愛知県、以下「アニュー中日本」という)勝川店に対し、また、11月26日にアニュー中日本に対し調査を行いました。この結果、農林水産省は、勝川店が以下の行為を行っていたことを確認しました。

- (1)「熊本県産」、「埼玉県産」、「北海道産」、「北海道中富良野産」及び「新潟県産」のにんじんを「静岡県産」と、事実と異なる原産地を表示し、平成21年3月12日から10月23日までの約7ヶ月間に、348kgを一般消費者へ販売したこと。
- (2)上記(1)の販売期間のうち、9月15日から24日までに仕入れた新潟県産のにんじん30kgについて、農薬を使用していたにもかかわらず、「農薬回数:0回」と表示し、一般消費者へ販売したこと。

- (3)熊本県産みかん、熊本県産さつまいも及び愛知県産長ネギの名称と原産地を表示せず、一般消費者へ販売していたこと。
- (4)「群馬県渋川市産にら」について、「群馬県利根郡有機 JAS にら」と、事実と異なる原産地を表示し、また、有機農産物でないにもかかわらず、有機農産物である旨の表示を行い、平成 21 年 10 月 22 日及び 23 日に店舗に陳列していたこと。(販売実績なし。)
- (5)「香川県産ミニトマト」について、「北海道上川郡有機 JAS ミニトマト」と、事実と異なる原産地を表示し、また、有機農産物でないにもかかわらず、有機農産物である旨の表示を行い、平成 21 年 10 月 15 日から 23 日までの間に 4 パックを一般消費者へ販売したこと。

このため、勝川店が(1)、(4)及び(5)の事実と異なる原産地を表示して販売したことは、「生鮮食品品質表示基準(以下「基準」という)第 4 条第 1 項第 2 号及び第 6 条第 2 号」の規定に、同(2)の農薬を使用したにもかかわらず使用していない旨を表示して販売したことは、「基準第 6 条第 1 号及び第 3 号」の規定に、同(3)の表示事項を表示せずに販売したことは、「基準第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」の規定にそれぞれ違反しますので、アニュー中日本に対し「JAS 法第 19 条の 14 第 1 項」の規定に基づく指示を行いました。

また、勝川店が(4)及び(5)の有機農産物でないにもかかわらず有機農産物である旨を表示して販売したことは、「JAS 法第 19 条の 15 第 2 項」の規定に違反するものですが、勝川店は、有機農産物である旨の表示を既に撤去していることから、今回は「JAS 法第 19 条の 16」の規定に基づく除去・抹消命令は行わないこととし、併せて指導を行いました。

(2) 生鮮畜産物

東北農政局岩手農政事務所及び関東農政局は、平成 21 年 10 月 14 日から同年 11 月 20 日までの間、太産商事(株)(埼玉県、以下「太産商事」という)大船渡店の調査を行いました。この結果、農林水産省は、太産商事の以下の行為を確認しました。

- (1)太産商事大船渡店は、アメリカ産及びカナダ産豚肉に国産豚肉と表示し、小売店約 50 店舗に販売したこと。
- (2) (1)の不適正表示について、少なくとも平成 19 年 7 月頃から行い、また少なくとも平成 21 年 2 月 12 日から同年 10 月 14 日までの間に、1,836kg を販売したこと。

太産商事が行った上記(1)(2)の行為は、JAS 法の規定に基づき定められた「生鮮食品品質表示基準第 4 条第 1 項第 2 号並びに第 6 条第 1 号及び第 2 号」の規定に違反する不適正な表示であることから、「JAS 法第 19 条の 14 第 1 項」に基づく指示を行いました。

(3) 健康食品等

関東農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局並びに(独)

農林水産消費安全技術センターは、平成21年8月6日から12月2日までの間、(株)アスカコーポレーション(福岡市、以下「アスカ」という)及び(株)ジュポンインターナショナル(東京都、以下「ジュポン」という)並びに製造委託業者等に対し、調査を行いました。この結果、農林水産省は、株式会社アスカコーポレーションを表示責任者とする健康食品等について、

- (1)有機農産物加工食品でないにもかかわらず、有機農産物加工食品の名称の表示と紛らわしい表示を付して販売していたこと
- (2)有機原材料を使用していないにもかかわらず、
 - (ア)「オーガニック」、「ORGANIC」又は「Organic」と内容物を誤認させる表示を付して
 - (イ)「オーガニック原料を使用」などの強調表示をして販売していたこと
- (3)事実と異なる原料原産地表示をして販売していたこと
などを確認しました。

(1)は、農産物加工食品について、有機農産物加工食品(指定農林物資)でないにもかかわらず、有機農産物加工食品の名称の表示と紛らわしい表示を付したことは「JAS法第19条の15第2項」に違反しますので、農水省はアスカ及びジュポンに対し「JAS法第19条の16」に基づく除去又は抹消の命令を行いました。

(2)の(ア)及び(イ)の行為は、農畜産物加工食品について、有機原材料を使用していない又はわずかしか使用していないにもかかわらず、「オーガニック」、「ORGANIC」又は「Organic」と表示をして販売したことは、当該食品が「農畜産物加工食品」であり「農産物加工食品」でないため、上記(1)と異なり「JAS法第19条の15第2項」に違反することにはなりません。しかし、一部の原料に事実と異なる原料原産地を表示して販売したことは、「加工食品品質表示基準第6条第2号及び第3号」に、「オーガニック」、「ORGANIC」又は「Organic」と内容物を誤認させる表示をして販売したこと及び有機原材料を使用していないにもかかわらず「オーガニック原料を使用」などの強調表示をして販売したことは、「同基準第6条第3号」に、それぞれ違反しますので、農水省はアスカ及びジュポンに対し「JAS法第19条の14第1項」に基づく指示を行いました。

(3)遺伝子組換えでないことを示す用語の表示が禁止されている「大麦」を原材料として使用しているにもかかわらず、「遺伝子組み換えされず」と表示して販売したことは、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準第5条」及び「加工食品品質表示基準第6条第3号」の規定に違反しますので、農水省はアスカ及びジュポンに対し「JAS法第19条の14第1項」に基づく指示を行いました。

4. 平成22年度政府予算案が決まる

平成22年度政府予算案(92兆2992億円、伸び率4.2%)が12月28日に閣議決定されました。厚生労働省予算案(27兆5561億円、伸び率9.5%)、農林水産省予算案(2兆4517億円、伸び率95.8%)及び消費者庁予算案(89.5億円)のうち、食品安全関連の施策に関する主な項目は次のとおりです。詳細は各省庁欄に記したURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

厚生労働省

(1) 輸入食品の安全確保策の強化 114億円

輸入食品の監視体制の強化 23億円

検疫所の輸入食品のモニタリング検査の充実等を図るとともに、輸入食品監視のためのシステムを改善し、輸入手続きの最適化を進める。

対日輸出施設の査察体制の強化 10百万円

輸出国における食品安全対策に関し、輸出国の衛生状況等に関する事前調査や計画的な現地査察を実施するとともに、新たに原材料の生産・製造段階の管理体制も調査する。

(2) 残留農薬、食品添加物、容器包装等の安全性の確保 15億円

残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な推進 5.5億円

ポジティブリスト制度(農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度)において、国際基準等を参考に農薬等の基準の見直しを計画的に行い、制度の着実な推進を図る。

食品添加物、容器包装等の安全性確認の計画的な推進8.9億円

新たな毒性試験を活用しつつ、食品添加物等の安全性の見直しを計画的に実施する。また、食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制については、毒性等の基礎データを収集するなど、ポジティブリスト制度の国内導入に向けた調査検討を行うとともに、リサイクル素材等を使用した器具・容器包装等について、ガイドライン作成を進める。

(3) 健康食品の安全性の確保等の推進 44百万円

健康被害を未然に防ぐため、食品成分について安全性試験や分析調査を行うとともに、発生時の迅速かつ適切な対応を図る。

(4) 食品安全に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進14百万円

食品安全基本法、食品衛生法に基づき、国の責務として位置づけられているリスクコミュニケーション(消費者等との双方向の意見交換)について、消費者庁の設置等に伴う消費者の意識の高まりに対応するため、広く消費者等と意見・情報交換を行うなど、消費者の視点に立った事業の実施を推進する。

(5) 食品の安全の確保に資する研究等の推進 15億円

輸入食品の安全性確保、BSEの人への影響等の様々な問題に対し、科学的根拠に基づく安全性に関する調査研究、先端技術を応用した検査技術の開発とともに、油症研

究の充実を図るなど、食品の安全の確保に資する研究を推進する。

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/10syokan/dl/syuyou4.pdf>

農林水産省

(1) 食の安全・消費者の信頼確保対策の総合的な推進 2,686百万円

都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及
- (3) 家畜の伝染性疾病・作物の病害虫の予防・まん延防止
- (4) 地域における食育の推進

(2) 有害化学物質・有害微生物の調査の実施 310百万円

食品や飼料に含まれる有害化学物質及び食品を汚染する可能性のある有害微生物について、想定される健康リスクを基に優先度を決定します。

その優先度に応じて「サーベイランス・モニタリング計画」を作成し、フードチェーンにおけるリスク低減対策の検討に必要な汚染実態調査を実施します。

(3) 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化 329百万円

(1) 食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP手法の導入を加速化するため、低コスト導入手法の構築・普及、専門家からの助言・指導が受けられる体制の構築、現場責任者・指導者養成のための実践的な研修の取組の支援を強化します。
また、HACCP手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための基礎的な研修等の取組を支援します。

(2) 食品事業者に対する消費者の信頼確保を図るため、コンプライアンスの徹底に向け、食品事業者による自主的な企業行動規範の策定等に関する実践的な研修会の開催、原産地表示のためのガイドラインによる事業者の自主的な原料原産地表示を促進するためのアドバイザーの育成等の取組を支援します。

(4) 資源・環境対策 7,310百万円

(1) 食品廃棄物発生抑制に向けた方策の検討や食品リサイクル・ループの構築等を促進するための食品産業グリーンプロジェクトを支援します。また、食品産業の中小企業を対象とした温室効果ガスの排出削減や容器包装廃棄物の再商品化に係る事業者のコンプライアンスを推進するための研修会の開催等の取組を支援します。

(2) 食料供給と両立する第2世代バイオ燃料の生産拡大を図るため、地域における第2世代バイオ燃料の原料(海藻類、ヤナギ、カヤ等)等の利用可能性調査を実施します。

また、農林漁業者、事業者、消費者など地域の関係者に幅広く国産バイオ燃料等の必要性や意義の周知等を支援します。

(5) 食の情報提供活動の促進 19百万円

「食品企業の商品情報の開示のあり方検討会」における消費者への食品情報の提供のあり方についての検討結果を踏まえ、消費者ニーズを踏まえた情報提供方法についてのガイドラインの検討や策定を行います。

具体的には、食品や業態（通信販売事業、食品製造事業等）ごとの食品情報の提供実態、消費者が求める情報等の把握や、利害関係者の意見を取り入れるための検討委員会等を実施します。

<http://www.maff.go.jp/j/budget/2010/pdf/4-10.pdf>

<http://www.maff.go.jp/j/budget/2010/pdf/4-10.pdf>

<http://www.maff.go.jp/j/budget/2010/pdf/4-09.pdf>

<http://www.maff.go.jp/j/budget/2010/pdf/4-12.pdf>

消費者庁

（１）厳正な法執行の推進 8.2億円

消費者安全法、景品表示法、JAS法、食品衛生法、特定商取引法、個人情報保護法など消費者庁が所管する法律について、消費者の利益を守るための必要な企画立案及び厳正な法執行を着実に実施します。

（２）消費者教育の推進 0.6億円

教育関係者、消費者団体、事業者、NPO等の多様な主体の連携による消費者教育推進のため、連携推進会議を開催するとともに、関係者間の連携による事業を公募を行った上で試験的に実施します。

<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/h22gaisanketteigaiyou.pdf>

5. カナダにおける食肉処理施設の現地査察結果について

厚労省と農水省は、カナダにおける牛肉の日本向け輸出プログラム遵守状況を確認するため、平成21年8月18日～27日までカナダの食肉処理施設2カ所について現地査察を実施し、その結果を平成22年1月7日に公表しました。詳細は下記のURLにあります。（伊藤蓮太郎）

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/pdf/100107-01.pdf>

施設調査の結果

1 対日輸出プログラム及びHACCPプランについて、日本側による前回現地査察以降の変更の有無及び変更内容

（１）対日輸出プログラム

対日輸出認定施設について、日本側による前回現地査察以降の変更の有無及び変更内容を確認したところ、適切に対応されていた。

（２）HACCPプラン

対日輸出認定施設について、日本側による前回現地査察以降のHACCPプランの変更の

有無及び変更内容を確認したところ、変更内容が施設のHACCPプランに反映されるなど、適切に対応されていた。

平成19年9月、平成20年10月以降の状況について確認。

2 対日輸出された製品に関する生体受入、月齢確認、特定危険部位(SRM)除去、部分肉処理及び出荷等の記録

対日輸出認定施設について、前回現地査察以降に日本向けに出荷された製品の対日輸出プログラムへの適合状況について、生体受入、月齢確認、特定危険部位(SRM)除去、部分肉処理及び出荷等の記録を確認したところ、4に記載する事項を除き、特段の指摘事項は確認されなかった。

3 対日輸出製品に関する現場作業(生体受入、月齢確認、と畜解体、部分肉処理、製品の保管・出荷等)

現場の作業状況については、施設内へ立ち入り、対日輸出処理の状況の確認、デモンストレーション及びインタビューにより以下の事項について調査したところ、特段の指摘事項は確認されなかった。

(1) 生体受入

生体の受入時には、肥育農場(フィードロット)名、品種、性別等の関係情報を確認していること。

カナダ食品検査庁(CFIA)の検査官により、生体検査が適切に実施されていること。

(2) 牛の月齢確認

牛肉製品の対日輸出適格性を確認するため、カナダ牛個体識別庁(CCIA)又はケベック農業追跡局(ATQ)のデータベースから取り出した生年月日に基づき、牛の月齢がと殺時点で20ヶ月齢以下であると確認されていること。

(3) と畜解体

せき髄などのSRM除去、枝肉の高温・高圧洗浄などの適切な処理が行われていること。

日本向けの枝肉については、分別保管することにより、他の枝肉と区分されていること。

(4) 部分肉処理

日本向け牛肉について、せき柱が適切に除去されていること。

日本向け部分肉処理について、作業開始時から行うことや、前後に時間的間隔を設けること(グレードチェンジ)により、日本向け以外の牛肉の混入が防止されていること。

(5) 製品の保管・出荷

日本向け牛肉・内臓の箱詰後は、各企業が定めた製品管理番号により管理されていること。

冷蔵庫内において、日本向け以外の牛肉・内臓と適切に区分されていること。

出荷時に、日本向け牛肉・内臓に貼付されているラベルのスキャン等を行い、日本向け以外の牛肉・内臓の混入がないか確認していること。

対日輸出適格のものについての証明書が作成され、必要な検査等を受けて適切に証明書が発給されていること

4 指摘事項

対日輸出認定施設においては、日本向けに処理される牛は、牛の個体識別システムにアクセスして得られる生年月日に基づいて月齢が決定されている。一施設において、査察時の現場確認等においては、月齢条件の遵守状況に問題はなかったが、日本向け製品処理の記録の遡り確認を行ったところ、処理の記録と牛の個体識別番号の突合ができなかったことから、このことについて指摘し、既に施設により対応が取られた。

今後の対応

今後も、引き続き、日加のシステムの同等性の検証を通じてカナダ国内の食品安全及び対日輸出プログラムの遵守状況を検証する。

6 . 平成 20 年度畜水産物中のダイオキシン類の実態調査の結果

農水省は、「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)及び「食品の安全性に関する有害化学物質サーベイランス・モニタリング中期計画」(平成18年4月20日公表。以下「中期計画」という。)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の実態調査を毎年度実施し、結果を公表しています。平成20年度は畜産物及び水産物中のダイオキシン類の実態調査を実施し、その結果を12月4日に公表しました。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/tikusui/pdf/091204-01.pdf>

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/tikusui/pdf/091204-02.pdf>

結果の概要

(1) 畜産物調査

畜産物(牛乳、チーズ、牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵)について調査し、各畜産物別に平成18年度の調査結果と比較したところ、統計学的に有意な変化は認められませんでした。

(2) 水産物調査

水産物(カタクチイワシ、コノシロ、スズキ、タチウオ、ホッケ及びマサバ)について調査し、同じ魚種を調査した平成18年度の結果と各魚種別に比較しました。

その結果、カタクチイワシ及びタチウオでは平成20年度の結果が平成18年度の結果より統計学的に有意に低く、コノシロ、スズキ、ホッケ及びマサバでは有意な変化は認められませんでした。

なお、農林水産省では、今後とも農畜水産物のダイオキシン類の経年変化を見るため、実態を把握していく予定です。

(参考) ダイオキシン類の食品からの1日摂取量調査について

厚生労働省が平成20年度に実施したダイオキシン類の食品からの一日摂取量調査(平成21年9月30日公表)では、我が国における農畜水産物を含む食品からのダイオキシン類摂取量は、耐容一日摂取量(4 pg-TEQ/kg 体重/日)の4分の1程度と報告されています。

耐容一日摂取量：人が一生涯にわたり毎日摂取しても健康に悪影響が現れないと判断される一日あたりの摂取量。1 pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム。

【消費者情報】

1. 消費者問題に関する2009年の10ニュース

(1) 国民生活センターの10大項目

国民生活センターは、毎年、その年に消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどの中から、「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。2009年の10大項目は12月2日次のとおり公表しました。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091202_4.html

- ・「消費者庁」「消費者委員会」発足、消費者行政の充実・強化に期待高まる。
- ・「地方消費者行政」の活性化に向け取組進む。
- ・「新型インフルエンザ」が流行、国民生活に影響も。
- ・「子どもの事故」多く、予防に向け社会全体での取組が課題に。
- ・「投資」のトラブル、後を絶たず。
- ・事業者からの「個人情報」流出相次ぐ、第三者による不正使用も。
- ・法制審議会「18歳成人」を答申、若年者の消費者被害対策が課題に。
- ・「改正特商法」「改正割販法」本格施行、関係機関の連携も進む。
- ・「適格消費者団体」の活動が活発化、全国的な広がりも。
- ・国民生活センターの「消費者ADR(裁判外紛争解決手続)」、順調スタート。

(2) (財)日本消費者協会の2009年の消費者10大ニュース

(財)日本消費者協会は機関紙「月刊 消費者」の平成22年1月号(P.11)に「2009 消費者10大ニュース もう忘れていませんか あの話題」を掲載しました。その項目は、順不同で、以下のとおりでした。

- ・裁判員裁判 - 課題が多い裁判員制度
- ・消費者庁発足 - 目前の課題山積

- ・ 政権交代 - 政権交代は後のハードルが高い
- ・ 定額給付金 - 二兆円はどこへ行ったのか
- ・ ETC 割引 - 迷走する高速道路
- ・ 新型インフルエンザ - 情報に振り回された一年
- ・ 非正規労働 - 抜本的な見直しの必要がありはしないか
- ・ エコポイント - エコポイントは誰のため？
- ・ 食の安全 - 消費者ができることとできないこと
- ・ 新車購入補助制度 - 景気刺激の端緒となるか 以上

2. 消費者へのアドバイス、事業者へ求めること

国民生活センターは、国民生活センターと消費生活センターを結ぶ「全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET:パイオネット)」によって収集した消費生活相談情報の内の苦情情報から、「外食」先で提供された食品に係わる事故(危害情報)をまとめ、事故に遭ったときの対処方法などについての消費者へのアドバイス及び業界へ求めたいこととして、11月18日、次のことを公表しました。

なお、PIO-NETに寄せられた「外食」に関する相談件数は、2008年度は2004年度の約1.7倍増であり、特に、危害が発生した事例は、2004年度に比べて2007年度以降は2倍以上増加しています。危害内容別にみると、最も多かったのは「消化器障害」で、次いで「中毒」でした。また、危害程度をみると、「1か月以上」の症状が重い事故は32件ありました。内容としては「異物の混入」、「アレルギー」、「やけど」等が目立っていました。詳しくは下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091118_3.html

消費者へのアドバイス

異物の混入

- ・ 食事中に異物で事故が起きた場合は、混入の事実を従業員と一緒に確認する。可能であれば写真を撮る。
- ・ 医師の手当てを受けた場合は、診断結果を聞くなどして証拠を残す。
- ・ 原因究明が必要になることもあるので、可能であれば混入していたものは保管しておく。

アレルギー

- ・ 食物アレルギーに対しては、外食を利用する側も注意が必要となる。日頃から自分や家族の体調がどうか、どんなアレルギーを持っているかなどについて把握しておく。
- ・ 外食店にアレルギー表示の法的義務はないので、アレルギーを持っている消費者は従業員に食材などの確認をして利用することも必要だろう。

中毒

- ・食事中に、もし異状を感じたら、無理に食べずに、従業員に確認する。
- ・食中毒の疑いがある場合は、医師に診てもらうとともに、近くの保健所や保健福祉事務所等に報告する。

やけど

- ・乳幼児と一緒にいるときは、食品の置かれる場所などに注意をはらう。
- ・やけどを負った場合は、消費者側も速やかな対応が必要となる。直ちに冷やした後、必要に応じて医師に診てもらう。

その他

- ・事故に遭った場合、店との話し合いが必要になることが多い。何を食べてどのような症状になったか等の状況を整理し、レシートなどの証拠となるものを保管しておく。
- ・どこに相談をしたらいいかわからないなど、不明なことがある場合は、近くの消費生活センター等に相談する。

事業者へ求めたいこと

異物の混入

- ・食材の納入や保管、調理過程における混入防止について食材納入業者や従業員への注意喚起などの更なる徹底を望む。

アレルギー

- ・アレルギー症状は場合によっては呼吸困難など重症になる危険性もあるため、アレルギーに対する認識と対応の向上を望む。

中毒

- ・食中毒を出さないような衛生管理の徹底を望む。また、従業員の注文確認及び伝達能力等の向上を望む。
- ・やけど
接客対応や応急処置など従業員教育の充実・向上を望む。

その他

- ・ホームページ上で困った時の連絡先やよくある質問等を用いて、消費者対応を行っている事業者もある。業界としては、これらの情報を共有し消費者対応に役立てるよう参考にして欲しい。 以上

【企業情報】

わが社における食品の信頼性確保・向上のための取組み等（11）

農水省は、食品業界において昨年来不祥事の発生が相次いでいることを踏まえ、食品業界のほとんどを占める中小食品事業者を主たる対象とした食品業界の信頼確保とその向上に向けた取組の浸透と徹底を図るため、平成20年度から食品の信頼性確保・向上対策事業を推進しています。

一方、消費者・生活者の食品の安全・安心確保に対する関心の高まり等に積極的に応え、食品企業としての方針を定め、コンプライアンスの徹底を推進している事業者も増加しています。

そこで、食科協ニュースレター【企業情報】において、先進的な食品企業の事例を紹介しています。

たねやグループ株式会社（滋賀県）

（たねやグループ株式会社ホームページより引用）

C
E
O
挨拶



「夢」という美しく暖かい一字。

私どもはこの言葉にはるか遠くを見つめながら癒されたり、はげまされたり、時には、人生の重要な決断を促されたり、勇気と行動を与えてもらったりしております。「夢」物語は追いつくことのかなわぬ非現実的なはかない「夢」とあきらめてしまうか、それとも、この世、この現実で描き見るかぎり、いつの日か現実的な物語として何らかの形に成し得るものと日々努力精進していくか、というところでしょうか。

たねやも、創業以来この「夢」だけは捨てず、一つひとつ形にしてまいりました。かつての近江商人たちが大都市に続々大店を設けたように、私どもも1984年（昭和五十九年）はじめての県外店として東京日本橋の百貨店に出店させていただきました。夢、のような緊張感あふれる現実。鄙びた近江の一菓子家のあるがままの姿をお見せしようと、スタッフ共々奮闘したものでございます。お陰さまで、この出店がたねやを今日の姿に成してくれました。もちろん単に売上げが伸びたなどということではなく、

「夢」に「夢」を重ねていく可能性と、たねやのお菓子や商いに対する姿勢、少々大袈裟な言い方をすれば、たねやの企業としての生き方をお客さまにご理解いただき、また多くのご教示はもちろんのこと、何よりも未来につながる元気をいただきました。

「夢」を現実的な形にしていくうえで大きな力となるものに、縁というものがございます。広い日本の中で、近江八幡の歴史と風土が招来させたものなのか、1903年（明治三十八年）敬虔な宣教師であり、且つ又、優れた建築家でもあったM・ヴォーリスが偶々たねやの近所に住まわれることとなりました。戦後間もなくこのヴォーリスさんの勧めで洋菓子の製造販売をはじめたのが、今日のクラブハリエの前身でございます。いつも家庭的な手づくりのあたたかさや風格を大事にされたヴォーリスさんの教えそのままに、最初は県内のみでございましたが、大阪の百貨店からお声がかかり、こつこつと守り続けてきた、しっとりとしたバームクーヘンを、この味ならばと一品のみで賭けてみました。夢をはるかに越える大好評をいただきました。お陰さまで、クラブハリエは今やたねやを追い越す勢いまでに成長しております。

しかし、このような道のり、経過は申すまでもなく決して完全なものではありません。

急ぐあまりどこかで何か大切なものを置き忘れてきたのではないか、あるいは一段落してから、と多少おろそかにしてきたのではないかと思うことがございます。それは言うまでもなく「菓子家とは何ぞや」という改めての問いかけでございます。味にしろ、品質の管理にしろ、またたねやの職人、社員としての人間形成にしろ、今一度原点に戻り、基本に立ち返り、しっかりと不動のものを作り上げていかなければならないと感じております。それには、人づくりの重要性は言うまでもないことでございます。かつて近江商人たちは、教育、人間育成ということには驚くほどの力の入れようございました。そのために、もちろん幾つかの学校も設立したときいております。次代を担う若い人々に夢を持たせ、専門教育を施し一つ一つ形にしていくことの重要性を教え社会に送り出しておりました。

私どもはこのような自らへの問いかけと共に、現在、菓子学校設立に「夢」を描いております。現在、近江の、また近江商人の知恵こそ、欠くことのできないものであり生活の糧ではないか。そこでは、お菓子づくりとは何ぞや、という問いかけのもとに、地元近江の尽きることのない、このような知恵を活かし、基礎 基本をしっかりと身につけるたねやならではの専門教育を、と夢がふくらみます。

粗暴きわまりない宮本武蔵をまっとうな人としての道を歩ませ教育したのが沢庵和尚。京都大徳寺百五十三世に出世された高僧ですが、「夢」という一字を事の他大切にされたということです。奇しくも縁あり、たねやのロゴを同じ大徳寺五百二十世住持、福富雪底老師にご揮毫いただいたのも、夢を捨てずに歩んで来た 有り難い精進鞭撻の三文字、と社員一同心得ております。

たねやグループ CEO

山本徳次

経営方針

他人さまには幸せを、そして自らには厳しい鞭を。ここに商人としての真の道がある。

人の在る処、必ず道がある。だがその道は、自らが求め、すすんで拓かねば、決して開けるものではないとの先人の教えを道標として、たねやはひたすらに歩いて来た。そしてこれからも亦、その正道を歩み続ける。

額に汗をなして懸命に道を拓け。流れ落ちる汗の玉の光こそが、健やかに働ける喜びの証である。健やかに働ける事がどれほど有難い事か。感謝を忘れず、日々心を新たに歩み続けよう。

我が行く道も、この健やかな身体も、仕事も、全て人さまのお蔭。父母をはじめ、我を導き給いし多くの師、先人、我が友人など、世の人々の温き心をいただきてこそ。決して忘れる事勿れと訓え下さりし先人の心に応え、今日も道確かめつつ歩いて行こう。

走ってはいけない。けれど止るのは尚愚かなこと。ただひたすらに、我が先人の言の葉を守りつつ、今日も生活をすすめよう。

人には誰しも喜怒哀楽の心がある。それは自然の理なれど、喜びの心を力にして、更に前へ向う心を養い、怒りの心は自ら鎮めて努める心に、そして哀しみを知るなればこそ、他人に思いやりをかける愛の心を育くみ、樂は己のみならず、他人さまをも楽しませる豊かな心と為せるほどに、自らを研ぎ、高めて行こう。

菓子の源は果子。自然の恵み、黄熟の実果よりいただきしものなれば、天の下されし我が生命の元と心得よ。商いは、黄熟の実果をもって、山川を越え、谷を渡って、己が求めるものと交しに行きし事よりはじまるなれば、生命がけ。お客さまは生命の親、お客さまあってこそ、生きる事もかなうとの先人の心を我が心となして、今日も亦、精魂こめて歩み商いゆかん。

天平棒を肩に、八方の街道を歩まれし先人は、更に教え給う。商いの荷は往復天平なるべきこと。空の荷はゆるされぬ。さりながら、戻り天平の荷は商う為のものではなく、選びに選んで、お世話になりし世間の皆々さまへのお礼心の荷をのせて戻るべしと。天平を支える芯柱は正直の心、感謝の心、自らすすんで努力する心、儉約の心、親切、陰徳の行である事を肝に銘じて、商いの道に起て。この心を忘れずば、近江商人の世渡り、生きざま、商いの実は、小さくとも世の一隅を照らす光となり、やがては不滅の灯火を高々と掲げ、その道もまた奥味に達するであろう。

「今」は再び戻らぬ刻である。今をこよなく大切に、常に新しき商い、新しき福を世に送らんと、求め、求めて歩むべし。

禅句に曰ク

十二時に使われず

十二時を使得すべし

重ねていう。今日如何にお客さまにお喜びいただくか、これこそが商いの真髓なり。数字のみを追うは真の商いにあらず。心を砕き、身を低くして、客さまへの礼をつくすべし。

池は、月を映さんが為に開くにあらず。池成れば、月は自ら訪れ来り、その姿を池に映し下さる。見返りを求めて事を為さず、ただひたすらに、己が信ずる正しき道を歩むべし。実りは真実あるところにこそ、訪れ来るものなり。之ぞ 我が末廣正統の道標なり。

心して守り、確かな足どりを以って歩み続ける事を誓わん。

経営理念 三つの経営理念「天平道」「黄熟行」「商魂」

「天平道」 -てんびんどう-

商道は人道である

近江商人たちが最も大切にしてきたものは、長い行商のあいだ片時もはなさなかつた天秤棒でした。天秤棒はそのまま商いの道に通じ、商いの道はそのまま人の道と心得ての旅でした。ひたすら人間性を磨くことを通じてお菓子をつくりあげお届けする道です。

「黄熟行」 -あきない-

手塩にかけること これは手塩に掛けて育てる心です。黄熟（あき）とはお菓子の大基（おおもと）旬の果実が色づき熟れることである。お菓子は元来、秋に実り熟す果物から生れたもの。先人たちはこれを交換することによって、現代の商いの基礎を築き上げてきた。自然から学びながら手塩にかけて育てるという原点を決して忘れることなく心得るといことです

「商魂」 -しょうこん-

今日如何にお客様によるこんで頂けたかの心

一般的に商魂といえば、商売に徹する心構えとして「商魂たくましい」などと使われていますが、たねやはこれを「天平道」「黄熟行」の魂をこめて日々の商いを実行していくことと捉えています。お菓子を通じてお客さまに接する心の基本的な心構えとして商魂という言葉位置づけています。

社員教育



たねやグループの社員研修は、体験して学ぶ。



たねやグループの社員教育は徹底して現場を重視します。物を生産する現場、物を製造する現場、実際にお客様と接して物を買っていただく現場と、いずれも商いを継承していく上で欠くことのできない現場を自ら修得してもらうためです。

生産、加工、販売。いずれもが商いの原点と考え、社員教育にもこの精神を貫いております。

社員研修

- ・新人社員研修
- ・新人社員フォローアップ研修
- ・キャリアアップ研修
- ・管理職着任研修
- ・慶弔菓子、のし・表書き勉強会

研修内容

- ・講演（社長・講師 ほか）
- ・実演（工場研修・農園研修 ほか）
- ・講習（食品衛生・ビジネスマナー・商品知識 ほか）
- ・会社案内（店舗見学 ほか）



技術研修

- ・筆耕検定（社内認定制度）
- ・和菓子技能検定受験技術者指導
- ・ラッピング検定（社内認定制度）
- ・各種コンテスト出品による技術向上

わが社は、滋賀県の【エス、ハサップ（S-HACCP）（食品衛生管理認証制度）】の認証を受けており、（財）滋賀県産業支援プラサが定める「三方よし理念実践企業」でもあります。

【学術・海外行政情報】

フタル酸エステル類のリスクと規制及び公衆衛生：レビュー

Phthalate Risks, Phthalate Regulation, and Public Health: A Review

Michael A. Kamrin

J Toxicol Environ Health B Crit Rev. 2009 Feb;12(2):157-74.

<http://www.informaworld.com/smpp/content~db=all~content=a908974039>

ヒトへのフタル酸エステル類の毒性の懸念より、1990年代の終わりに向けて幾つかの専門家パネルが全ての年代のヒトへのフタル酸エステル類のリスクの科学的証拠を評価するために召集された。これらの専門家パネルはフタル酸エステル類を用いる特定の事例（例えば医療器具類）に関心を持っていたが、リスクは低いと結論づけた。これらのグループはデータのギャップを確認し、暴露と毒性に関する追加の調査を行うことを推奨した。追加データを踏まえてフタル酸エステル類のリスクの再評価が行われた。

これらのリスクアセスメントが行なわれている一方、米国の州政府と欧州の当局は、特定のフタル酸エステル類（すなわち、フタル酸ジ-n-オクチル（DnOP）、フタル酸ジイソデシル（DIDP）、フタル酸ジイソノニル（DINP）、フタル酸ベンジルブチル（BBP）、フタル酸ジブチル（DBP）、フタル酸ジエチルヘキシル（DEHP））の使用を制限すること、特に子供が暴露する消費向け製品への使用制限を提案し公布した。ごく最近、米国の消費者製品安全改善法 2008 の下で、同様の規制が公布された。

この論文は、これらのフタル酸エステル類のリスクの最近の評価をまとめ、制定された規制の公衆衛生への影響について言及している。この解析は動物実験のエビデンスに加えてバイオモニタリング調査や疫学的調査を行っている。利用可能な全てのデータの解析結果、リスクは当初考えていたよりも低くヒトに有害となる信頼性のある証拠はな

い。科学的証拠がヒトへのリスクは低いことを強く示しており、フタル酸エステル類の規制公布が公衆衛生上の改善につながる見込みはない。(榎元徹也)

編集後記

1月25日開催のエコナ関連公開シンポジウムへの参加申込者が、予想以上に多く、11月26日に開催案内を発送したところ12月17日には定員201名が満席となりました。食科協が関係した研修会等の応募状況としては今までに無かったことであり、食品事業者、食品衛生監視員、消費者の方々の関心の強さに驚かされました。同様に、消費者庁の「健康食品の表示に関する検討会」もそれぞれ大多数の消費者、事業者等の関心を集めているのではないかと思います。

多くの会員各位も消費者庁「健康食品の表示に関する検討会」のホームページ<http://www.caa.go.jp/foods/index1.html>をご覧になっていると思いますが、議事録の中には、そもそも「健康食品」という食品が存在するのか或いは必要なのかという発言もあり、昔、厚生省内の新組織として「健康食品対策室」が誕生したときの「健康食品の存在を認知したときの議論」(人々の健康に役立たない食品というものが存在するのかなどの議論)を思い出します。

それにしても、健康食品の存在を科学的に立証した研究報告(昭和59年文部省特定研究で行われた食品のもついわゆる三次機能(体調調節機能)を立証したもの)を知ったときの感激は忘れられません。

「健康食品の表示に関する検討会」ホームページでは、同検討会へ提出された資料、議事録等が掲載されていますので審議の状況も分かり、参考になります。特に、第1回検討会の資料2は経過を含む現状が記載されていますので、全体を把握するために参考になるでしょう。

2009年は、去年の「中国産冷凍ギョウザ事件」「事故米問題」のような大事件こそありませんでしたが、相変わらず不適正表示のような消費者の信頼を損なう事例が絶えず、残念ながら、消費者10大ニュースに掲げられてしまいました。(伊藤蓮太郎)

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。